

委託業務成績評定評価委員会設置要領

制 定 平成21年9月16日青整企第184号

改 定 令和 7年3月24日青整企第265号

(目 的)

第1条 この要領は、「県土整備部委託業務成績評定通知要領」（以下「評定通知要領」という。）第4条第2項の委託業務成績評定評価委員会に関する事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 県土整備部が所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、並びに受託者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、各県土整備事務所、青森空港管理事務所及び八戸工業用水道管理事務所に委託業務成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 評定通知要領第4条第2項の規定による説明請求に対する回答に係る意見に関すること。
- (2) その他説明請求の回答にあたって必要な事項に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は各県土整備事務所長、青森空港管理事務所長又は八戸工業用水道管理事務所長を、委員は次長及び課長（県土整備事務所にあつては、建設管理課長及び用地課長を除く。また、空港管理事務所及び八戸工業用水管理事務所にあつては総務課長を除く。）並びに下部機関の所長及び課長に準ずる者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、第3条の審議を行うにあたり、意見を聴取するため、県土整備部委託業務成績評定要領第3条に規定する評定者を委員会に出席させることができる。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、各県土整備事務所企画整備課又は青森空港管理事務所土木施設課、八戸工業用水管理事務所給水課が行う。

(要領の改定)

第7条 この要領を改定するときは、県土整備部設計施工基準策定委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は平成21年10月1日から施行する。

この要領は令和 7年 4月1日から施行する。